

# 第五次国土利用計画（長野県計画）（案）の概要

## 長野県計画（案）の概要 ～持続可能で安全・豊かな県土を目指して～

第1 県土利用に関する基本構想 (計画の期間 基準年次：平成24年、目標年次：平成37年)

**1 県土利用の基本方針**

【基本方針1】  
**適切な県土管理の実現**

本格的な人口減少社会の到来  
 ○土地需要の減少  
 ○県土管理水準の低下と空き家など非効率的な土地利用の増加

【基本方針2】  
**自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用**

自然環境等の悪化  
 ○自然環境や美しい景観等悪化  
 ○「生態系サービス（自然の恵み）」への影響が懸念

【基本方針3】  
**安全・安心の実現**

相次ぐ自然災害の発生  
 ○安全・安心に対する県民意識の高まり

【その他の基本方針】

○複合的な施策の推進と県土の選択的な利用  
 ○多様な主体による県土の県民的経営

**2 地域類型別の県土利用の基本方向**

都市	都市機能の確保・向上、都市のコンパクト化、土地利用の高度化、環境負荷の軽減、災害に強い都市づくり等
農山村	生活基盤の整備、「小さな拠点」の形成、農林業の振興、集落の維持、都市との共生・交流、災害に強い農山村づくり等
自然維持地域	原生的な自然環境の保全・再生、適正な管理の下での利用

**3 利用区分別の県土利用の基本方向**

利用区分	基本方向
農地	○食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保と良好な管理 ○担い手への集積・集約化の推進、荒廃農地の発生防止・解消等
森林	○森林の適切な更新、多様で健全な森林の整備と保全 ○原生的な森林や水源林の保全等
原野等	○貴重な自然環境を形成している原野の保全・再生 ○採草放牧地等の適正な利用
水面・河川・水路	○ハードとソフトによる総合的な防災・減災対策の推進 ○適切な維持管理、良好な水辺空間の確保等
道路	○幹線道路網の構築、生活道路の整備、適切な維持管理 ○農道・林道の整備、適切な維持管理
宅地	住宅地 ○安全性の向上とゆとりある住環境の形成 ○既存の住宅ストックの質の向上、都市における土地利用の高度化
	工業用地 ○成長産業や高付加価値産業の集積 ○工場跡地等未利用地の有効利用
	その他の宅地 ○中心市街地の活性化と良好な環境の形成 ○空き店舗、空き地等の有効活用
その他	○公用・公共施設用地の確保 ○低・未利用地の有効活用

**第2 県土の利用区分ごとの規模の目標**

(単位：ha)

利用区分	H24年 (基準年次)	H37年 (目標年次)	増減 (H37-H24)	(参考) 第4次 (H29-H16)	
農地	110,900	106,500	▲ 4,400	▲ 5,840	
森林	1,066,700	1,066,700	0	470	
原野等	6,620	6,460	▲ 160	20	
水面・河川・水路	39,670	39,630	▲ 40	▲ 170	
道路	42,190	43,230	1,040	3,940	
宅地	53,330	55,170	1,840	4,930	
	住宅地	32,650	33,760	1,110	2,770
	工業用地	2,710	2,880	170	10
その他の宅地	17,970	18,530	560	2,150	
その他	36,790	38,510	1,720	▲ 3,350	
合計	1,356,200	1,356,200	0	0	

**第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要**

**県土の保全と安全性の確保**

- 自然条件に対応した防災・減災対策の実施
- 災害リスクの高い地域の指定・公表・規制
- 災害に強い森林づくり 等

**持続可能な県土の管理**

- 都市の集約化、「小さな拠点」の形成
- 担い手の確保等による農業者の振興
- 持続可能な森林管理・林業振興
- 健全な水循環の維持又は回復 等

**自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保**

- 原生的な自然や里地里山の保全
- 希少種を含む生物多様性の確保
- 自然、文化、景観等を活用した観光・地域産業の振興 等

**土地の有効利用、利用転換の適正化**

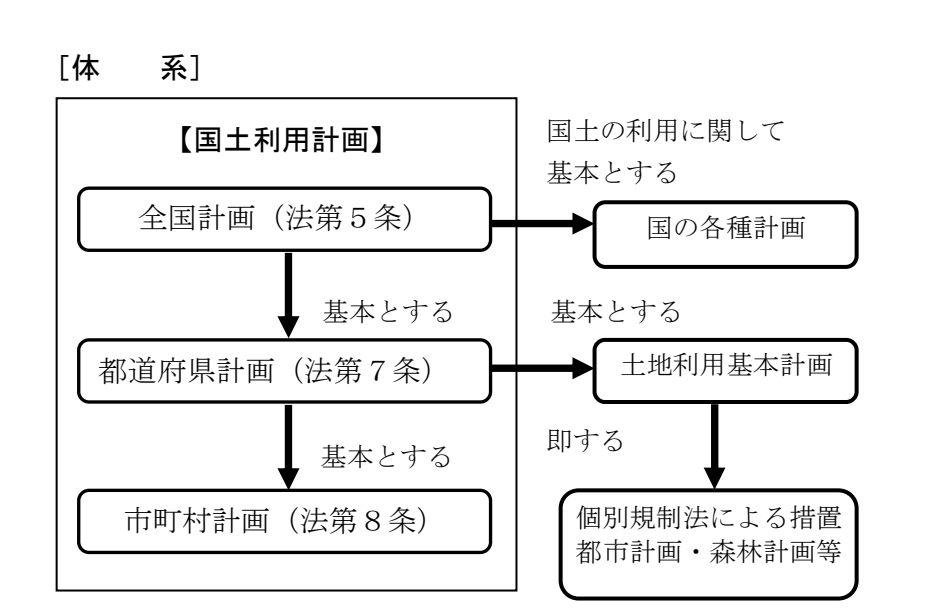
- 森林セラピー基地を教育、観光等に活用
- リニア中央幹線整備の効果を波及させるための道路やリニア駅・駅周辺整備
- 成長期待分野を重点に産業集積の推進
- 移住・二地域居住の推進 等

**【参考】 策定経過**

	～5月	6月	7月	8月	9月～
計画策定	●骨子案、素案策定		●原案策定		●策定・公表
意見反映	●総計審部会 ●市町村への意見照会 ●国の意見照会	●6月県議会(説明)	●市町村の意見聴取 ●パブリックコメント	●総計審部会	●国への報告 ●9月県議会(報告) ●市町村説明会

**国土利用計画の位置づけと体系**

[根拠] 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)  
 [位置付け] 国土利用に関する最上位の計画  
 [内容] 国土利用に関する基本構想  
 土地の利用区分ごとの規模の目標、必要な措置



全国計画を基本に県計画を策定

**第五次国土利用計画（全国計画）の策定**

[策定期日] 平成27年8月14日  
 [背景] 人口減少、自然環境の悪化、災害の多発  
 [基本方針] 適切な国土管理、自然環境等の保全・再生・活用  
 安全・安心の実現

[規模の目標(主な利用区分)] (単位：万ha)

利用区分	H24年 (基準年次)	H37年 (目標年次)	増減 (H37-H24)	(参考) 第4次 (H29-H16)	
農地	455	440	▲15	▲22	
森林	2,506	2,510	4	0	
宅地	190	190	0	8	
	住宅地	116	116	0	3
	工業用地	15	15	0	1
	その他の宅地	59	59	0	4

**【参考】第四次国土利用計画の策定状況**

計画	策定年月日	基準年次	目標年次
全国計画	平成20年7月4日	平成16年	平成29年
県計画	平成21年3月16日	平成16年	平成29年